

# こども基本法について

こども家庭庁

長官官房参事官（総合政策担当） 佐藤 勇輔



独立行政法人教職員支援機構

# 本日のアウトライン

- こども基本法の概要
- こども基本法がつけられた背景と目的
- こども基本法における「こども施策」と「こども」
- こども基本法の基本理念
- こども基本法に基づくこども大綱～「こどもまんなか社会」の実現～
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて大事にすること
- こども大綱と教育基本法に基づく教育振興基本計画の関係性
- こども大綱抜粋（学校教育関係部分）
- こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）
- こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）
- こども家庭庁から教職員のみなさま方へ
- (参考)パンフレット、動画等



# こども基本法の概要



## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参加する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定  
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども基本法がつくられた背景と目的

## ○近年のこどもを取り巻く状況

- いじめの重大事態件数や小・中学校における不登校のこどもの数が**過去最多**（令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）
- 10代の死因の最多は**自殺**（令和4年人口動態調査）
- **児童虐待**の相談対応件数が**過去最多**（令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料）
- 相対的に**貧困**の状態にあるこどもの割合は11.5%、特にひとり親家庭は44.5%と高い（令和4年国民生活基礎調査）
- 諸外国に比べてこどもの**自己肯定感や幸福感は低い**（令和元年我が国と諸外国の若者の意識に関する調査及び国連児童基金の調査）
- 令和4年の**出生数**は統計開始以来、**最少の数字**となり、**合計特殊出生率**は**過去最低**（令和4年人口動態調査）



## ○「こども基本法」の制定

- 常に**こどもの最善の利益**を第一に考え、**こどもに関する取組を日本社会の真ん中に据えて、強力に進めていくために、社会全体でこどもに関する取組を実施するに当たっての共通の基盤となる基本理念や基本事項を明らかにする**

### ○こども基本法第一条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。**

# こども基本法における「こども施策」と「こども」

## こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。  
具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート  
をすること  
(例) 居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること  
(例) 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策  
(例) 教育施策 (国民全体の教育の振興など)  
医療施策 (小児医療を含む医療の確保・提供など)  
雇用施策 (雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)



## こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

# こども基本法の基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、**個人として尊重**され、その**基本的人権が保障**されるとともに、**差別的取扱いを受けない**ようにすること。
2. 全てのこどもについて、**適切に養育**されること、その**生活を保障**されること、**愛され保護**されること、その**健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること**その他の福祉に係る**権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること。
  - ※「自己に直接関係する全ての事項」とは、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
  - ※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること。
  - ※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して**こどもの養育に関し十分な支援を行う**とともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、**こどもが心身ともに健やかに育成される**ようにすること。
6. **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備**すること。



1から4においては、「こどもの権利条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

# こども基本法に基づくこども大綱～「こどもまんなか社会」の実現～

## ○こども大綱

こども基本法に基づく我が国初の大綱。令和5年12月22日に閣議決定。これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

## ○こども大綱に掲げられる「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる



そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる



# 「こどもまんなか社会」の実現に向けて大事にすること

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

## ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

## ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

## ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

## ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



# 「こどもまんなか社会」の実現に向けて大事にすること

## (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

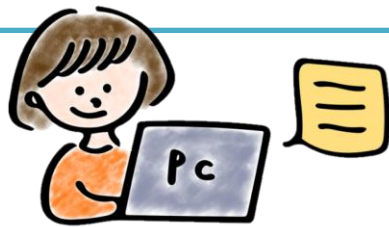
- こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体。
- こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいく。
- 声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。
- こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。
- 性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。
- 思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生き立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けないようにする。
- 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。
- こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。
- こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。



# 「こどもまんなか社会」の実現に向けて大事にすること

## (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・ こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・ こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。
- ・ 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。
- ・ こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。
- ・ こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。



(こども大綱より抜粋)

# こども大綱と教育基本法に基づく教育振興基本計画の関係性

## 「こどもまんなか社会」の実現に向けて

### ～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～（一般のみなさん向け）

本日（令和5年12月22日）の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。（中略）

私（加藤大臣）から、**全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていただけるよう取り組んでまいります。**



## ○こども基本法に基づく「こども大綱」

### 3 施策の推進体制等

#### （1）国における推進体制

（こども政策推進会議）

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下政府一体となって、こども大綱を総合的に推進する。その際、**教育振興基本計画**やこども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

（後略）

#### （3）自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

（自治体こども計画の策定促進）

（前略）

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、**教育振興基本計画との連携**を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。

## ○教育基本法に基づく「教育振興基本計画」

### I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

#### （3）社会の現状や変化への対応と今後の展望

- 成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、**こども基本法**及びこども家庭庁設置法が成立し、**子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要**である。

### II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

#### （5つの基本的な方針）

#### ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（こども政策との連携）

- 令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。子供の健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、**教育振興基本計画の推進にあたっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要がある。**

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

#### （1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

#### （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

##### （遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着）

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

#### （7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

##### （こども・若者の自殺対策）

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていく。

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 2 ライフステージ別の重要事項

#### （2）学童期・思春期

（こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等）

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、① 学習機会と学力の保障、② 社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③ 安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。

インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 2 ライフステージ別の重要事項

### （2）学童期・思春期

（成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育）

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、**主権者教育**を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による**消費者教育**の推進を図る。**金融経済教育**の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、**こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組む。**

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、**社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。**職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、**高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。**社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、**社会保障教育**の取組を一層推進する。



# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 2 ライフステージ別の重要事項

### （2）学童期・思春期

#### （いじめ防止）

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公私立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 2 ライフステージ別の重要事項

### （2）学童期・思春期

#### （不登校のこどもへの支援）

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、**全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。**

**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。**

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。

#### （校則の見直し）

**校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。**

#### （体罰や不適切な指導の防止）

**体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。**

# こども大綱抜粋（学校教育関係部分）

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

#### （2）地方公共団体等における取組促進

（前略）こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

#### （3）社会参画や意見表明の機会の充実

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。



# こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

- こどもの基本的な人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が批准している世界的な条約
- 18歳未満のこどもを、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も規定

## ○児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則（日本ユニセフ協会HPより）

- **生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）**  
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること
- **子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）**  
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えること
- **子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）**  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること
- **差別の禁止（差別のないこと）**  
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されること

## ○児童の権利に関する条約に定められている権利（日本ユニセフ協会HPより一部抜粋）

### 【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

### 【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

### 【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

# こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

こどもみんなが  
こども家庭庁

どうらく 登録  
うけつけちやう 受付中

しょうがくせい 小学生～20代のみなさん！

## こども若者★いけんぷらす



わかももの さまざま ほうほう じぶん いけん ひょうめい  
こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、  
しゃかい さんか 社会に参加することができる、新しい取組をスタートします。

この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて  
いけん 広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集！

たいしやう 対象  
ねん 2023年4月時点で  
わかももの 小学生～20代までの  
こども・若者のみなさん  
(ねん 1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方)

どうらく 登録  
▼くわしい案内・登録はコチラから



※こども家庭庁ホームページ内のフォームから登録いただけます。  
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>

かていちやう  
こども家庭庁って？

こどもや若者に関する制度や政策を進めていくためのリーダーとなる省庁です！


こども家庭庁は、いつもこどもや若者にとって何が一番よいことを考え、こどもや若者の意見をききながら様々な取組を進めていきます。


きほんほう  
こども基本法って？

こどもや若者のみなさんが自分らしく幸せに成長でき暮らせるように社会全体で支えていくため、こどもや若者に関する取組を進めていくうえで基本となることを決めた法律です。


こども基本法では、国や地方自治体がこどもや若者に関する取組を進めるときにはこどもや若者の意見をきくことが決められています。

▼こども家庭庁・こども基本法についてくわしく知りたい  
わ 分かりやすくかいせつ 動画やパンフレットがあります！





こども家庭庁

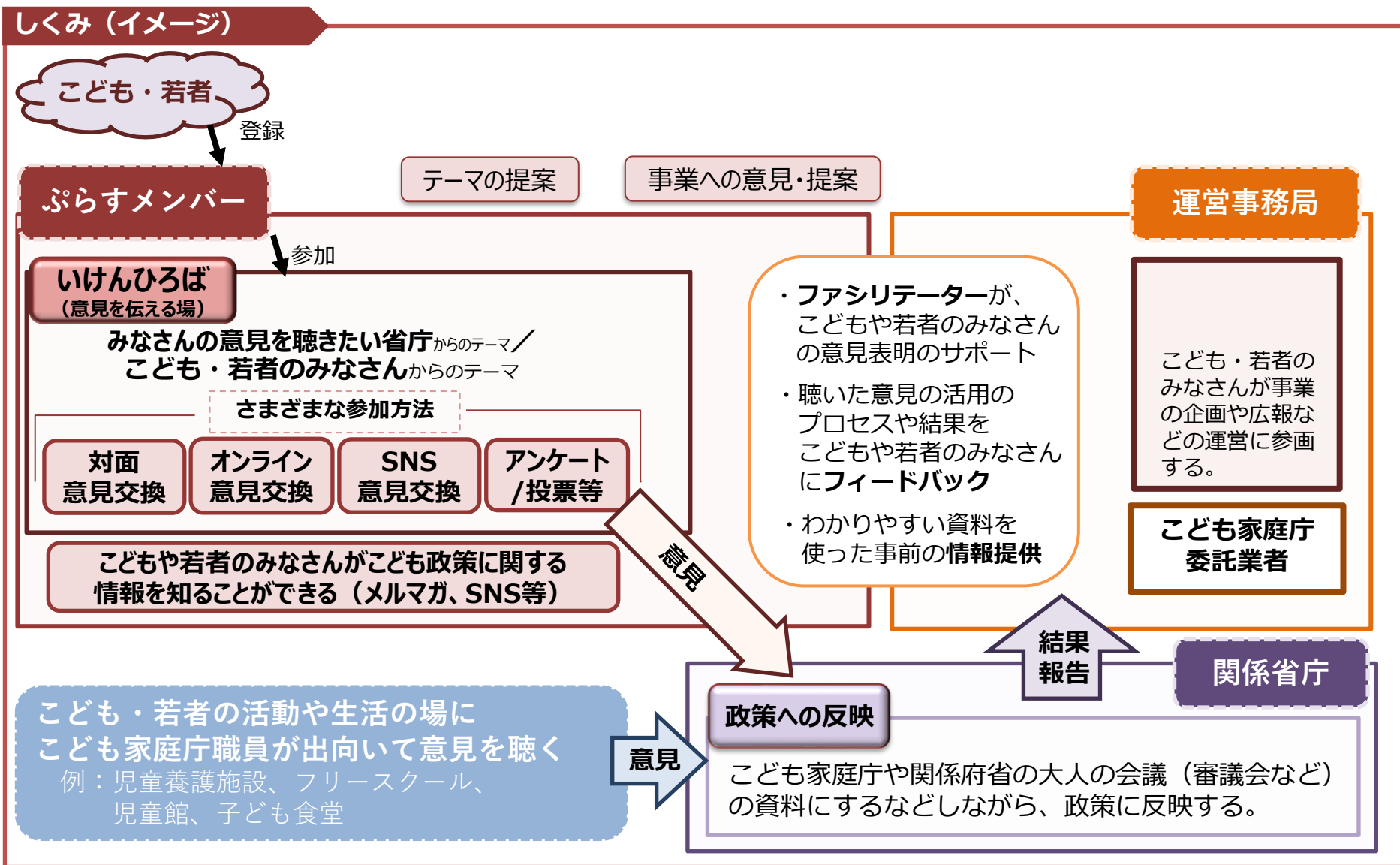


こども基本法

<https://www.cfa.go.jp/resources/>

作成：こども家庭庁 ちょうかんかんぼう さんじかん 長官官房参事官（総合政策担当）付

# こども若者★いけんぷらす (こども・若者意見反映推進事業)



# こども家庭庁から教職員のみなさま方へ

- ▶ 令和6年度から、児童生徒が、こども基本法やこども大綱について知ることができるよう、学校のほか、放課後児童クラブ、放課後子供教室等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催していきます。出張講座を希望される場合は、お気軽にこども家庭庁までご連絡ください。
- ▶ 児童生徒がこども基本法やこども大綱について知ることができるよう、各種コンテンツを、順次、作成しています。例えば、こども基本法のパンフレットや解説動画については既に公開しています。また、こども大綱に関するこども・若者向け冊子、学校等において楽しく知ってもらえるようなクイズ動画を、令和6年度から活用いただけるようにします。さらには、今後、学校や家庭での学習を念頭においた教育コンテンツを文部科学省などと連携しながら作成する予定です。ぜひ一度お目通しいただき、日頃の教育活動にご活用ください。
- ▶ 「こども若者★いけんぷらす」は、児童生徒にとって、社会参画や自主学習の機会にもなりますので、日頃の教育活動の中で、児童生徒に参加をお勧めくださいましたら、大変ありがたく存じます。

# (参考) パンフレット、動画等

## 【こども基本法関係】

- ・こども基本法パンフレット

[20230401policies-kodomokihon-01.pdf \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp/policies-kodomokihon-01.pdf)

- ・こども基本法パンフレット やさしい版

[20230401policies-kodomokihon-02.pdf \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp/policies-kodomokihon-02.pdf)

- ・こども基本法動画「こどもたちの幸せのために こども基本法」

[こども基本法 動画『こどもたちの幸せのために こども基本法』 - YouTube](#)

- ・こども基本法動画 やさしい版「おしえて！こども基本法」

[こども基本法 動画 やさしい版『おしえて！こども基本法』 - YouTube](#)

- ・こども基本法条文

[20230401policies-kodomokihon-06.pdf \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp/policies-kodomokihon-06.pdf)

- ・こども基本法説明資料

[20230401policies-kodomokihon-07.pdf \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp/policies-kodomokihon-07.pdf)

- ・こども基本法施行通知

[20230401policies-kodomokihon-08.pdf \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp/policies-kodomokihon-08.pdf)

- ・こども基本法から考えるこどもまんなか社会シンポジウム加藤大臣からのメッセージ

[こども基本法から考えるこどもまんなか社会シンポジウム 加藤大臣からのメッセージ - YouTube](#)



## 【こども大綱関係】

- ・こども大綱（本文）（令和5年12月22日閣議決定）

[こども大綱（本文）（令和5年12月22日閣議決定）\(cfa.go.jp\)](#)

- ・こども大綱（参考資料）（令和5年12月22日閣議決定）

[こども大綱（参考資料）（令和5年12月22日閣議決定）\(cfa.go.jp\)](#)

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

[「こどもまんなか社会」の実現に向けて～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～ - YouTube](#)

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて～こども大綱の決定について加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

[「こどもまんなか社会」の実現に向けて～こども大綱の決定について加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～ - YouTube](#)

## 【意見反映関係】

- ・こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）

[こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）\(cfa.go.jp\)](#)